

~~無料ご招待セミナー【定員 40 名様】~~

定員に達しましたので、締め切りとさせていただきます データ越境移転の日本及び中国の状況と実務対応

～2021年の個人情報保護法改正を見据えた日本の越境データ対応
及び中国弁護士による中国のデータ越境移転法制の解説～

講師 弁護士 ^{つるまきよしき}弦巻充樹 氏 中国弁護士 ^{さいぶんえい}崔文英 氏

日時 2021年6月14日（月）午後2時00分～午後5時00分

■このセミナーは Zoom でご受講いただけます。お申し込み後に詳細をメールでお送りします。

LINE で起きた、アプリの一部の個人情報が中国の関連会社から閲覧できた問題を巡る迷走は、これまでの日本と中国の間でのコールセンターなどの業務委託、データ保管、データ分析を行っていた企業に情報流出リスクや安全保障に関するリスクを浮き彫りにするとともに、データ戦略や管理の見直しを迫りつつある。しかし、中国におけるデータ保護法制と実務、日本のデータ保護法制と実務を、それぞれ正確に理解したうえでの議論が十分になされているとは言い切れない状況でもある。この背景には、日本と中国の人的、技術的な依存関係、深い経済の相互依存などが横たわっており、簡単に解決することは難しい面もある。

そこで、本セミナーでは、個人情報その他のビッグデータの取得、越境移転、データ管理において、日本と中国それぞれにおいてどのような規制が及んでいるのか、実務はどのように動いているのか、2021年の日本の個人情報保護法改正及び中国のデータ安全法と個人情報保護法の立法活動も踏まえて、あるべき方向性や解決策について検討する。

第1 各国のデータ立法の動向【崔】

- (1) データ主権の台頭 (2) データの国外移転をめぐる国際間調整

第2 日本の個人情報保護法の建付け【弦巻】

- (1) 個人情報保護法の概要 (2) 非識別情報、各種加工情報、個人情報の使い分け
(3) 外国第三者提供の概念 (4) 例外的許容の模索
(5) 2021年個人情報保護法改正 (6) LINE 事件では何が問題であったか
(7) LINE 事件の教訓と影響

第3 中国のデータ越境移転の立法状況と実務対応【崔】

- (1) 中国のデータ越境移転に対する監督管理のロジック (2) データの越境移転の概念
(3) 重要情報インフラ (4) 重要データの定義、範囲及び識別規則
(5) データ越境移転に対する具体的監督管理—立法模索 (6) 実務対応の考え方
(7) 行政処罰 (8) データ越境移転の安全評価

第4 日中間のデータ移転について【崔/弦巻】

- (1) 日中の弁護士間でのディスカッション (2) むすび

※法律事務所ご所属の方のご参加及び個人でのご参加はご遠慮いただきますようお願いいたします。

※原則1社につき1名様のご参加とさせていただきます。

※お申し込みの方のお名前、ご所属、メールアドレスは講師に開示させていただきます。

【講師紹介】弦巻充樹 氏 早稲田大学法学部、ヴァンダービルト大学法科大学院（LLM）卒業。2003年弁護士登録（第一東京弁護士会）後、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業、三宅・山崎（現・三宅総合）法律事務所などを経て、2016年から King & Wood Mallesons 法律事務所・外国法共同事業のパートナー。株式会社 NTT データ及び投資銀行での勤務経験があり、国内外の企業に対して、ビッグデータの利活用にかかるスキームの検討、契約書作成等を多く取り扱っている。

崔文英 氏 中国政法大学法学部、慶応義塾大学法学研究科修士課程修了。2005年中国弁護士登録、中国上海及び日本の大手法律事務所での勤務を経て、2010年より北京市金杜法律事務所の弁護士及びパートナー。主な取扱分野はクロス・ボーダーの M&A、技術ライセンス及びコンプライアンス・規制法対応。日系企業の対中国投資、技術ライセンス及びコンプライアンス・規制法対応において十数年にわたる豊富な経験を有する。特にコンプライアンス・規制法対応については、サイバーセキュリティ及び個人情報保護の分野を中心に専門的アドバイスを提供している。

※録音・ビデオ撮影はご遠慮下さい。

Law-k211095

主催 金融財務研究会
<https://www.kinyu.co.jp>

Facebook : <https://www.facebook.com/keichoken>
Twitter : <https://twitter.com/#!/keichoken>
Blog : <https://www.kinyu.co.jp/blog/>

